

令和8年度 ふれあい交通区域運行実証事業について

1. 事業目的

本市が主体となり運行する登録・予約制の乗合タクシー「ふれあい交通」の一部の地域において、より効率的で効果的な運行の形態や需要に応じた移動サービスを検討するため、地域内で予約に応じて運行する区域運行型乗合タクシーの実証運行を行う。

2. 事業概要（案）

実施地域	大南地域、野津原地域
実施時期	令和8年9月～（2ヶ月程度）
運行曜日	月曜日～金曜日まで（土日祝日は運休）
運行便数	1日20便程度（7時～19時の間）
対象者	市民（どなたでも利用可）
車両	普通タクシー（定員4名）
運賃	200円～500円程度（予定） ※運賃協議会で決定
利用方法	前日17時までに予約（電話またはアプリ等ウェブ予約）
運行事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）
運行方法	予約を受けた所定の乗降場所を經由しながら最大4名で乗合い運行
乗降場所	既存のふれあい交通停留所、自治区公民館等
終着地点	地域内の駅、バス停、支所、商業施設等
その他	実証期間中、通常ルートの運行を休止 ※大南地域全6ルート（赤仁田、檜原、弓立、中野、端登、大内）、 野津原地域全6ルート（入蔵、舟ヶ平、朝海、高沢、上石合、摺）が対象

3. 事業計画の提出

令和8年7月末日（令和8年度 第2回 大分市地域公共交通協議会協議後）

4. 国庫補助事業の活用

令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（共同化・協業化促進タイプ）に応募（別紙参照－応募申請書類）

※実証運行に際して、大分市タクシー協会、大分バス（株）が交通空白解消・官民連携プラットフォームに参加

5. 今後のスケジュール

- 4月下旬 国庫補助事業採択の可否（採択された場合、交付申請を行う）
- 5月上旬～ 実施地域への住民説明会
- 6月上旬～ 第2回大分市地域公共交通協議会（事業計画について協議）
大分市地域公共交通運賃協議会
- 8月下旬～ 予約受付開始
- 9月上旬～ 実証運行開始

【大分県大分市】大分市・市タクシー協会 複数のタクシー事業者による乗合タクシー協業化

共同化・協業化促進タイプ

応募様式A

事業費

事業全体費用：9,300,000円
補助対象経費：8,990,000円

事業主体/ 運行主体

事業主体：大分市、市タクシー協会
運行主体：大分市、市タクシー協会

事業背景 ・目的

- 大分市では、路線バスの利用が不便な地域等において、市民の日常生活の移動手段を確保するため、路線バスに接続する路線不定期の乗合タクシーを運行しており、郊外部では同一の地域内で複数の路線が広がっている。
- 路線沿線の利用ニーズにより、路線で運行曜日や便数が異なり、**運行体制はタクシー事業者5社でサイロ化している。**
- バス・タクシーの乗務員が減少する中、路線不定期運行から区域運行に転換し、**タクシー事業者の協業により運行の効率化および利便性の向上を図る。**

事業概要

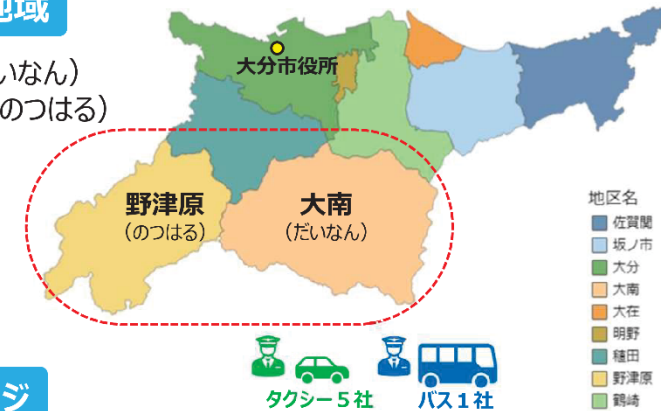
交通サービス	ふれあい交通（区域運行実証事業）
運行形態	区域運行（一般乗合旅客自動車運送事業）
運行頻度	月～金、7:00～19:00（1日20便程度）
運賃	200円～500円（予定）※運賃協議会で決定
実施内容	タクシー事業者の協業により、サイロ化した運行体制を一元化し、乗合タクシーの配車業務を軽減するとともに、運行の効率化を図るため、共同利用が可能な配車管理システムを構築し、実証運行を行う。
共同化・協業化する領域	配車管理システム、運行

運行期間

令和8年9月1日～令和8年10月31日

事業実施地域

大南地域（だいなん）
野津原地域（のつはる）



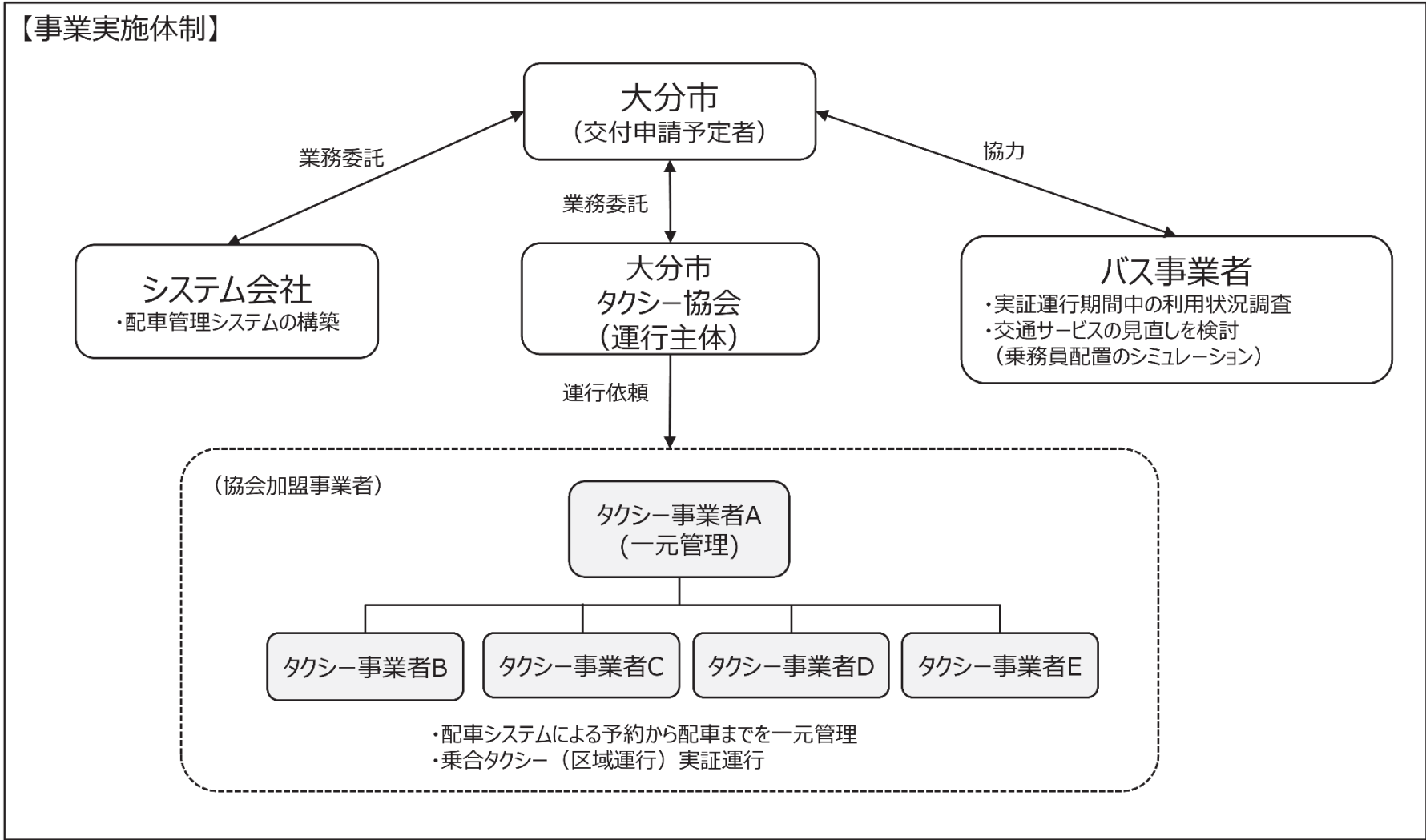
事業イメージ

- 対象者は**市民（居住者等）**とし、利用する際は、運行日の前日17時までに、電話またはウェブで所定の便を指定し予約を行う。
- **タクシー事業者(1社)が配車管理システムを利用し**、利用予約に対して最適な運行ルートを算出し**配車計画を作成**する。
- 即時、同システムを通じて、運行担当の**事業者間で配車計画を共有**し、当日に運行を行う。
- 車両は定員4名の**普通タクシー車両**を使用。
- 実証運行中、**実施地域のバス乗降者数を調査**し、乗合タクシーへの転換を検討する。

見込まれる事業効果

- 乗合タクシーの配車管理・運行の協業化により、地域の予約に対して、**複数のタクシー事業者で乗務員と車両を配分することが可能になり、待機車両を減らすことができる。**
- 配車管理システムの導入により、**複数のタクシー事業者が同時に配車状況を把握し、実績に基づいた利用分析、適正な配車数の確保に向けた検討を行うことができる。**
- 実証運行の結果から、**定量的な根拠に基づいて、路線バスの交通サービスの見直しを検討することができる。**

事業実施体制





令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

共同化・協業化促進タイプ



- 運転者等の担い手不足に伴い減便・廃路線が相次ぐ中、**複数の地方公共団体や交通事業者等の共同化・協業化を推進**する事業を支援することで、交通サービスの**導入・運行の効率化を促し、持続可能な地域交通の実現を図る。**
- 運転者等の地域の輸送資源を複数の自治体や交通事業者で共同してサービス提供を行う事業については、地方公共団体・協議会・交通事業者等による通常の公共ライドシェア等の導入と比べて**重点支援**。

対象主体

地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等又はこれらを含む協議会・連携スキーム

※ **2以上の地方公共団体又は交通事業者が主体**となり、自治体間または交通事業者間が連携して事業を実施する場合に限る
(地方自治体は、そのすべてが「交通空白」リストアップ調査への回答が必須。また、交通事業者は、施設等への運送サービス提供者を含み、地域内の事業者が連携して旅客運送サービスを実施するものも対象とする)

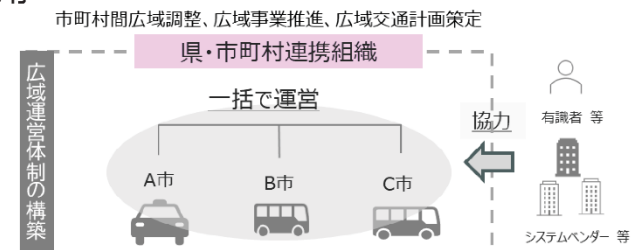
※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。

※ 輸送施設、運転手、システム等の輸送資源を共同してサービス提供している場合に限る

※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする

補助対象経費

- ① 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
(ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料等)
- ② 輸送資源の共同化の体制構築に係る経費 (有識者招聘を含む)
- ③ 共同で使用する輸送施設やICTシステムの導入 (共同化に伴うシステムの改修・共有化を含む)、ドライバー確保等に係る経費
- ④ サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費
- ⑤ 輸送資源を共同してサービス提供する場合の運行経費 等



補助率

1,000万円まで定額、それを超える場合は2/3 (上限1.2億円)

※ 都道府県の主導のもと、2以上の地方自治体が共同でサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①・②については定額の引き上げ (上限2,000万円)